第２回「団交」（11 月５日）報告

北大当局、組合の問題提起に全く回答できず！！
「社会一般の情勢に適合」の説明になっていない！！

北大が実施しようとしている**人事院勧告準拠の不利益変更問題**について、**11 月５日に第２回目の団体交渉**が行われました。北大側からは理事（事務局長）、総務部長、人事課長、職員課長らが出席しました。

閣議決定は単に「要請」しているだけ！

不利益変更を実施するために北大が挙げている理由は、(1)閣議決定（８月 25 日）があったから、(2)人勧に準拠することが「社会一般の情勢に適合」するから、の２点です。しかし閣議決定は、「国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう**要請する**」と、**単に「要請」**しているだけで、**命令しているわけではありません**。北大は「要請」を受けて、果たして人勧に準拠することが「社会一般の情勢に適合」しているかどうか検討すべきですが、検討した様子は見られません。

北大職員の賃金は、人勧の示す民間賃金よりも低い！

組合は人勧（2009 年８月）、**北海道人事委員会の勧告**（2009 年 10 月）、**札幌市人事委員会の勧告**（2009 年９月）において、それぞれ民間労働者の賃金がどの程度の水準になっているかを調べて、**団交の場に出しました**。人勧のほかに北海道と札幌市を調べたのは、北海道内について毎年この３者が共同して、しかも同じ手法で調査を行っているからです。北大の資料とともに示すと次のとおりです。

◎**人事院勧告**における企業調査（行政職（一）と類似する事務・技術関係 22 職種）
「北海道・東北」の「民間給与」*366,569 円／月*

◎**北海道**人事委員会の勧告における企業調査（北海道の一般行政職と類似する事務・技術関係 22 職種）
北海道内企業の賃金　*399,897 円／月*

◎**札幌市**人事委員会の勧告における企業調査（札幌市の行政職に相当する事務・技術関係 16 職種）
札幌市内企業の賃金　*395,917 円／月*

◎北大の事務・技術職員の賃金
5,661 千円／2008 年度　→　*343 千円／月*　（北大資料より）

ご覧のとおり北大の**事務・技術職員**（以下、単に北大職員）の賃金は、**上記３つの勧告の民間賃金よりも低いのです。**人勧の論理は、その調査で**民間労働者の賃金水準＜国家公務員の賃金水準と**いう結論を得たので、「社会一般の情勢」つまり民間賃金に「適合」させるために国家公務員の賃金を切り下げるというものです。この論理に従って北大が職員の賃金を「社会一般の情勢に適合」させるには、**むしろ民間労働者の賃金水準まで引き上げなければなりません**。だが、この論理を無視して北大職員の賃金を現状からさらに切り下げるのでは、北大の労働政策に論理も何もありません。無茶苦茶です。

第２回団交で北大側は組合の問題提起にまともに答えられませんでした。**労働契約法第 10 条（うら面）に照らすと、北大側は組合を納得せしめる目的をもって、独自のデータに基づき十分に説明し、組合の提起に反証する必要があります。**次回団交でそうするよう、北大側に強く要求しておきました。

「調整」については「もう一度考える」（理事）

北大は 2009 年４月から 11 月までの月例給も引き下げようとしています。これは社会的に許されない**不利益遡及**ですが、北大は不利益遡及ではない、「調整」だと言って誤魔化しています。第２回団交で、第１回に引き続き**この不当性を厳しく追及したところ、理事は「考えさせてほしい」と述べました。**

第３回 団交でその回答をもらうことになっています。　　**第３回 団交は 11 月 11 日**

2009 年 11 月 11 日　　北海道大学教職員組合

連絡先：TEL/FAX: (011)746-0967　　E-mail： kumiai@ma4.seikyou.ne.jp

＜資料＞

１．労働契約法（2008 年３月施行）

⑴労働契約法第９条は、**使用者は労働者と合意することなく、就業規則の変更により労働条件の不利益変更をしてはならない**としています。

⑵次いで同法第 10 条は、第９条に基づかないで使用者が行う**就業規則の不利益変更は、次の条件をすべて満たして合理的である場合に限り有効**であるとしています。

①就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度
②使用者側の変更の必要性の内容・程度
③変更後の就業規則の内容自体の相当性
④代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況
⑤労働組合等との交渉の経緯
⑥他の労働組合又は他の従業員の対応
⑦同種事項に関する我が国社会における一般的状況　　（第四銀行事件 最高裁判決）

使用者側は労働者側に、**これらの項目すべてを十分に説明する必要があります**。しかし第２回団交までの経緯では、北大側は②、③を全く満たしていません。北大が現状程度の対応で団交を第３回か第４回で打ち切るならば、それは不誠実交渉の不当労働行為ですから組合は法的対抗手段をとります。そうなると北大は、2005 年の寒冷地手当切り下げ問題のとき組合が北海道労働委員会に提訴して、北大側が敗北した事態から何も学んでいないことになります。**④は第３回団交で北大側が示します。**

２．第２回団交で北大側が提示した内容

⑴今回、**不利益変更**が行われると、北大全体での影響額は６月期手当４億 300 万円、12 月３億 7,500 万円、計７億 7,800 万円（北大はすでに 10 月上旬にこの金額を明らかにしている）。

⑵今回の不利益変更における**賃金減額モデル**

教授	**55 歳**	**配偶者と子２人**	**27 万円減額／年**	**うち「調整」**	**15,000 円**
准教授	50 歳	配偶者と子２人	20.8 万円減額／年	同上	12,100 円
助教	**40 歳**	**配偶者と子２人**	**15.5 万円減額／年**	**同上**	**9,500 円**
助教	30 歳		11.1 万円減額／年		
課長	**55 歳**	**配偶者**	**19.15 万円減額／年**	**同上**	**12,300 円**
係長	40 歳	配偶者と子１人	13.48 万円減額／年	同上	8,300 円
主任	**35 歳**		**10.7 万円減額／年**	**同上**	**6,400 円**
係員	30 歳		7.7 万円減額／年		
看護師	**35 歳**		**11.1 万円減額／年**		**6,900 円**
看護師	30 歳		8.7 万円減額／年		

（注：「調整」とは不利益遡及金額）

⑶今回は基本給月額の引き下げを行わない若年層の級・号俸

	１級	２級	３級	４級
一般職（A）	56 号俸まで	24 号俸まで	8 号俸まで	
一般職（B）	68 号俸まで	32 号俸まで		
海事職（A）	52 号俸まで	32 号俸まで	8 号俸まで	
海事職（B）	64 号俸まで	44 号俸まで		
教育職	44 号俸まで	32 号俸まで	12 号俸まで	
医療職（A）	52 号俸まで	32 号俸まで	16 号俸まで	4 号俸まで
医療職（B）	56 号俸まで	40 号俸まで	16 号俸まで	4 号俸まで

連絡先：TEL/FAX: (011)746-0967　　E-mail： kumiai@ma4.seikyou.ne.jp